

医療法人財団愛野会 介護老人保健施設アルカディア

アルカディア居宅介護支援事業所 運営規程

令和6年11月11日改定

(事業の目的)

第1条

要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各サービス事業者等との連絡調整を行い継続してサービス計画の見直しを計る。又、要介護者等が介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保健施設への紹介等の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 利用者が介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、身体介護その他生活全般にわたる援助を行う。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多用な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業の実施にあたっては、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条

名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 アルカディア居宅介護支援事業所
- (2) 所 在 地 兵庫県三田市東本庄2493

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

アルカディア居宅介護支援事業所（以下、「事業所」という）に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者：1名

管理者は、所属職務を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。管理者が不在の場合には他の介護支援専門員が代行する。

(2) 介護支援専門員：1名以上

介護支援専門員は、要介護者からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境に応じて、居宅サービスまたは、施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が、確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から土曜日

（祝日及び12月29日から翌年1月3日を除く）

(2) 営業時間：午前8時45分から午後5時00分

(居宅介護支援の提供方法と内容及び利用料)

第6条

居宅介護支援の内容は次のとおりとし、居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生大臣が定める基準によるものとする。

(1) 使用する課題分析票の種類

全国社会福祉協議会の方式とする。

(2) 相談・サービス担当者会議を行う場所

利用者宅、事業所、若しくは介護老人保健施設アルカディア会議室など、利用者及びその家族が参加しやすい場所とする。

また、利用者又はその家族（利用者等）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置その他の情報通信機器を、利用者等の同意を得た上で、活用することもある。

(3) 介護支援専門員の居宅訪問頻度

少なくとも月1回を原則とする。

厚生労働大臣が定める基準（もしくは事業内容）は、事業所の見えやすい場所に掲示する。また、閲覧の求めがあった際に、閲覧できる体制とする。

(通常の事業の実施範囲)

第7条

通常事業の実施範囲は、以下の通りとする

- | | | | | |
|--------|--------|------|-------|------|
| ・三田市 | ・丹波篠山市 | ・加東市 | ・小野市 | ・三木市 |
| ・神戸市北区 | ・宝塚市 | ・川西市 | ・猪名川町 | |

(身体的拘束等の行動制限)

第8条

事業所は、利用者に対して身体的拘束等の行動制限は行わない。

ただし、自傷他害の恐れがある場合などにおいて、以下の1から3の要件を満たす場合に、利用者へ説明し、同意を得た上で、必要最小限の範囲内での身体的拘束等を行う場合がある。

- 1 切迫性：直ちに身体的拘束を行わなければ、利用者本人、または他者の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合
- 2 非代替性：身体的拘束以外に、代替する介護方法がない場合
- 3 一時性：身体的拘束が、一時的であること

事業所は、万が一にも、身体的拘束等を実施した場合は、利用者の家族をはじめ、利用者へサービスを提供している居宅サービス事業者などと連携を積極的に図り、早期解除に努める。

また、事業所は、利用者本人の態様や心身の状況、身体的拘束等を実施せざるを得なかつた理由、経過観察並びに、解除に向けて検討した内容等を記録し5年間保存する。

事業所は、身体的拘束等を無くすための取り組みを積極的に行う。

(虐待の防止)

第9条

事業所は、利用者の人権擁護、虐待等の防止のために、以下に掲げる事項を実施する。

- 1 介護老人保健施設アルカディアが、定期的に開催する、虐待防止のための対策を検討する委員会に出席し、その内容を従業者に周知徹底する。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対する研修を実施する。

事業所は、居宅介護支援を行っている際に、事業所従業者又は、養護者（利用者の家族など、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市区町村へ通報するものとする。

(業務継続計画)

第 10 条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援を継続的に実施するため、必要となる計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

(事故発生時)

第 11 条

居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者のご家族等へ連絡を行うとともに、管理者に報告しなければならない。

(衛生管理)

第 12 条

- 1 介護老人保健施設アルカディアが、感染症や食中毒の予防、及び蔓延を防止するための対策を検討する委員会に出席し、その内容を従業者に周知徹底する。
- 2 感染症等の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- 3 感染症等の予防及び蔓延防止のための訓練を定期的に実施する。

(苦情・ハラスメント)

第 13 条

- 1 事業所は、提供した居宅介護支援または、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者または、ご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ、適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第 23 条の規定により市区町村が行う文書、その他の物件の提出、若しくは、提示の求めや質問・照会について丁寧に応じる。また、指導・助言等に従い、必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスまたは、指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し、必要な援助を行うものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査へ丁寧に応じる。また、指導・助言等に従い、必要な改善を行うものとする。

(暴力団等の影響の排除)

第 14 条

事業所は、その運営について暴力団等の支配を受けてはならない。

(その他運営に関する留意事項)

第 15 条

- 1 社会的使命を充分認識し従業者の質的向上を図るため、研究研修等の機会を設け、また業務体制を整備する。
- 2 従業者は、業務上知りえた、利用者または、その家族の秘密を保持する。
- 3 従業者でなくなった後においても、業務上知り得た秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人財団愛野会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 事業所は、介護に関する記録を整備し、居宅介護支援が完結した日から 5 年間保存するものとする。

【附則】

施行及び改定歴

施行：平成 18 年 4 月 1 日

改定：平成 26 年 1 月 1 日

平成 27 年 2 月 1 日

令和 5 年 8 月 23 日

令和 6 年 1 月 11 日